



主要国へのフライト & ビザ情報 (欧州)



※2021年6月2日 10時更新

※更新情報は赤字で記載しております。転載禁止。

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況 (在京大使館管轄/日本国籍)
イギリス	<p>ロンドン線 JAL 羽田→ロンドン : JL041水・金・日運航 (9月30日まで、8月18日運休) JL043毎日運航 (9月30日まで) (羽田発着) ロンドン→羽田:JL042 水・金・日運航 (4月16日～4月30日、9月1日～30日) 水・金運航 (7月1日～8月31日、8月18日運休) ※5月1日～5月31日運休 JL044 毎日運航 (9月30日まで)</p> <p>ANA :羽田→ロンドンNH211 月・水・金・土曜運航 (9月末まで) ロンドン→羽田 NH212 月・水・金・土曜運航 (9月末まで)</p> <p>ブリティッシュエアウエイズ(BA) :ロンドン→羽田BA005 6月30日まで運休 7月1～30日まで毎日運航 BA007 7月30日まで運休 :羽田→ロンドンBA006 7月1日まで運休 7月2～31日毎日運航 BA008 7月31日まで運休</p> <p>1.英国への渡航前にすべきこと(イングランド) (1)渡航前検査の受験について イングランドへ渡航するためには、英国市民を含め、イングランドへ出発する前の3日以内に受験した検査の陰性証明書が必要となります。例えば、金曜にイングランドへ直接渡航する場合、火曜、水曜又は木曜に受験しなければなりません。どのような職業や場合が免除に該当するかは、次の「免除に該当する職業」を確認してください。 (https://www.gov.uk/government/publications/coronavirus-covid-19-travellers-exempt-from-uk-border-rules) (2)旅行検査パッケージの予約について 全ての渡航者は旅行検査パッケージ(210ポンド)を予約し、2日目又はそれ以前に、及び8日目又はそれ以降に検査を受検しなければなりません。 8日目の検査で陰性の結果を得て、かつ10日間の隔離が完了するまでは、隔離を終了することはできません。この検査を受けない場合、最大2000ポンドの罰金が課されます。いずれかの検査結果が陽性の場合、検査の日から10日間は隔離を続けなくてはなりません。 (3)到着時に隔離場所に関する詳細の提示について イングランドへの到着前の48時間以内に、行程、連絡先、隔離場所の住所等を乗客追跡フォーム (passenger locator form) に入力する必要があります。(※乗客追跡フォームについては、次のリンク先をご覧ください) https://www.gov.uk/provide-journey-contact-details-before-travel-uk その際、同フォームには旅行検査パッケージの予約参照番号を記入しなくてはなりません。これらの情報は到着時に入国管理官から提示を求められる可能性があります。乗客追跡フォームに誤った情報や故意に誤解させる情報を記載した場合、禁刑に処される可能性があります。英国到着の直近10日間の訪問国に関する正確な情報を提供しない場合、最大1万ポンドの罰金、最大10年の禁固、又はそれらの両方を課される可能性があります。また、隔離に関する規則に違反した場合、最大1万ポンドの罰金が課されます。</p> <p>2.到着後10日間の隔離について イングランドへの到着者は、隔離場所に直行し、10日間が経過するまでその場所を離れてはいけません。隔離期間は到着したその日から開始し、到着日から10日間の経過をもって終了します。隔離規則を遵守しなかった場合は最大1万ポンドの罰金が課される可能性があります。</p> <p>3.隔離場所への移動について イングランドに到着した後、隔離を行う滞在場所へ直行しなくてはなりません。その他の移動手段が無い場合に限り、公共交通機関の利用が可能です。イングランドへの渡航中にコロナウイルスの症状が出た場合、航空機等の乗務員にその旨を告げる必要があります。彼らが空港等の職員に連絡し、到着時にどうすればいいかを渡航者に連絡します。もし隔離宿泊施設までの移動が長距離に及ぶ場合、その移動途中で他の者から自身を隔離できる施設であれば宿泊することができます。</p> <p>4.隔離の早期終了 隔離開始から5日目に隔離を早期終了することができるかを確認する検査を受けることができます (Test to Release制度)。この検査を受けた場合でも、2日目又はそれ以前に、及び8日目またはそれ以降に旅行検査パッケージで定めた検査を受検しなければなりません。 Test to Release制度の詳細については、次のリンク先を参照してください。 https://www.gov.uk/guidance/coronavirus-covid-19-test-to-release-for-international-travel</p>	<p>6月22日より日本のビザセンター開館</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在日大使館管轄/日本国籍)
イギリス	<p>5. 隔離終了 8日目の検査結果が陰性であり、且つ満10日間の隔離を行った後に隔離を終了することができます。また、Test to Release制度を利用して5日目の追加検査を受検した場合も隔離を終了することができます。隔離を終了した場合でも、全国的な制限措置は遵守しなければなりません。</p> <p>スコットランド 外国からスコットランドに入るすべての者は、同政府の指定する宿泊施設において10日間の自己隔離が義務づけられ、宿泊に要する経費を自己負担することが求められます。</p>	
オランダ	<p>JAL : 直行便なし ANA : 直行便なし KLMオランダ航空 (KL) : 成田発着 2021年3月28日～2021年8月29日</p> <p>■KL862便 東京(成田)発 10:20 アムステルダム着 15:00 7月4日まで 週5便 月,水,金,土,日 7月5日～7月11日 週5便 月,火,水,金,日 (7月05,06,07,09,11日) 7月12日～7月18日 週6便 月,火,水,金,土,日 (7月12,13,14,16,17,18日) 7月19日～7月25日 週4便 火,水,金,日 (7月20,21,23,25日) 7月26日～8月1日 週5便 月,,水,木,金,日 (7月26,28,29,30日,8月1日) 8月2日～8月8日 週5便 月,火,木,土,日 (8月02,03,05,07,08日) 8月9日～8月15日 週7便 月,火,水,木,金,土,日 (8月09,10,11,12,13,14,15日) 8月16日～8月22日 週5便 月,火,水,木,土 (8月16,17,18,19,21日) 8月23日～8月29日 週5便 火,木,金,土,日 (8月24,26,27,28,29日)</p> <p>■KL861便 アムステルダム発 14:35 東京(成田)着 08:35(翌日) 7月4日まで 週5便 火,木,金,土,日 7月5日～7月11日 週5便 月,火,木,土,日 (7月05,06,08,10,11日) 7月12日～7月18日 週5便 月,火,木,金,土 (7月12,13,15,16,17日) 7月19日～7月25日 週5便 月,火,木,土,日 (7月19,20,22,24,25日) 7月26日～8月1日 週5便 火,水,木,土,日 (7月27,28,29,31日,8月1日) 8月2日～8月8日 週5便 月,水,金,土,日 (8月02,04,06,07,08日) 8月9日～8月15日 週7便 月,火,水,木,金,土,日 (8月09,10,11,12,13,14,15日) 8月16日～8月22日 週5便 月,火,水,金,日 (8月16,17,18,20,22日) 8月23日～8月29日 週5便 月,水,金,土,日 (8月23,25,27,28,29日)</p>	<p>■査証 EUの渡航禁止が自国に対して解除された場合は、全てのビザカテゴリの申請が可能。渡航禁止が解除されていない場合は、免除カテゴリに該当する場合にのみ申請可能。 (免除カテゴリは下記リンクからご確認下さい) https://www.government.nl/topics/coronavirus-covid-19/visiting-the-netherlands-from-abroad/exemptions-to-the-entry-ban</p> <p>長期滞在資格の申請手続きは全てオランダ側で行われている。 ※6月22日在日オランダ大使館情報</p> <p>オランダ入国管理局 (IND) での申請となる為、直接にINDに連絡し、確認する必要がある。 ■URL : www.ind.nl/en</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在日大使館管轄/日本国籍)
オランダ2	<p>EU・シェンゲン域外からオランダに渡航する場合、オランダ政府が指定する安全国※（日本は2021年2月2日に安全国から除外されました）からの渡航者を除き、入国制限措置の対象となるため、滞在許可を持つ方や特定の職業の方など入国制限の例外となる方以外はオランダに入国することはできません（2021年2月2日以降、日本からの渡航者は、入国制限の例外に該当しない限り、オランダに入国することはできません。）。</p> <p>オランダに入国する場合またはオランダで乗り継ぎを行う場合、オランダ政府が指定する安全国（日本は2021年2月2日に安全国から除外されました）から渡航する場合を除き、以下の2種類の陰性証明が必要となります。乗り継ぎの場合でオランダで入国手続きを行わない場合であっても、陰性証明は必要です。なお、入国制限の対象となる場合には、陰性証明があっても入国することはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オランダ到着72時間前以降に受けたPCR検査陰性証明 ・フライト搭乗の4時間前以降に受けた迅速検査（抗原検査等）の陰性証明 ・検査結果に関する自己申告書（→2021年3月31日～不要となりました） <p>オランダを経由してフライトを乗り継いで他の国に向かう場合、アムステルダム到着前72時間以内に受けたNAAT（PCR）検査の検査証明を提示。乗り継ぎの場合には迅速検査は必要ありません。（2021年3月16日以降） なお、オランダ入国後は自宅等での10日間の自己隔離が要請されます。 また、22時～翌朝4時半までの時間に移動される場合、夜間外出禁止中の「自己宣言フォーム」の携行が必要です。（2021年3月31日～） https://www.nl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/r_corona_faq2.html</p>	<p>■ 入国に関するご案内</p> <p>https://www.netherlandsandyou.nl/travel-and-residence/visas-for-the-netherlands/qas-travel-restrictions-for-the-netherlands</p>
スペイン	<p>JAL : 直行便なし ANA : 直行便なし</p> <p>イベリア航空 (IB) : 6月30日まで運休</p> <p>3月1日から、新たに通知があるまで、日本または以下の国/地域（リンク）からのすべての旅行者（※入国が許可された者のみ。以下のリンクをご参照ください）は、スペイン入国時に新型コロナウイルス（COVID-19）のPCR検査（RT-PCR）の陰性証明書を提出する義務があります。当該検査はスペインの到着予定の72時間以内に施行されたものでなければなりません。なお、検査方法はTMA法（英：Transcription Mediated Amplification）またはRT-LAMP法（英：Reverse Transcriptase Loop-Mediated Isothermal Amplification）のどちらも認められます。※スペイン国民も証明書を提出しなければなりません。6歳未満の子供は検査が免除されます。</p> <p>検査証明書は必ずオリジナルを提出しなければならず、スペイン語、英語、フランス語、またはドイツ語で作成された紙面または電子証明書でなければなりません。これらの言語での作成ができない場合には、公的機関によるスペイン語の翻訳を添えて提出すべきこととなります。なお、証明書は少なくとも以下の情報が含まれるものでなければなりません：旅行者の氏名、身分証明書（パスポート番号またはDNI番号）、検査施行の日時、分析を実行した医療機関の表示およびその連絡先、用いられた検査の方法、そして陰性の検査結果が表示されたものでなければなりません。</p> <p>参考までに、日本国の経済産業省の以下のリンクにて、上述の検査が施行されている医療機関のリストをご参照いただけます。</p> <p>これまでと同様に http://www.spth.gov.es か Spain Travel Health (SpTH) のアプリを利用したメディカルチェックの回答は継続して必要です。メディカルチェックの回答に使用する身分証明書の個人識別番号（パスポートナンバー/DNI）は、上記陰性検査結果に記載の識別番号と同じものである必要がございます。</p> <p>2021年5月21日、スペイン内務省は、EU・シェンゲン域外国の居住者に対するスペイン入国制限措置を変更する省令を官報に掲載しました。本省令により、2021年5月24日0時以降、日本からのスペインへの入国制限が解除されます。 変更後の規定は、当面2021年5月31日24時まで有効となっております（延長や変更の可能性あります。）。</p> <p>今般の措置変更に伴い、スペインを含むEU・シェンゲン域内国の居住権をお持ちの方（身分証明書（DNI又はNIE）を保持している場合や就労・留学等のビザを取得している場合等）だけでなく、査証免除による日本からの観光や商用等の短期滞在目的でのスペイン入国も可能となります。（ただし、日本国外務省によるスペインへの渡航中止勧告は継続中です。） （省令の概要は以下のとおりです。（省令のリンク）） https://www.boe.es/boe/dias/2021/05/21/pdfs/BOE-A-2021-8449.pdf</p>	<p>〈駐日スペイン大使館〉 ビザ申請再開（但し、通常よりかなり時間を要する）。 領事部の窓口対応時間は月曜日から金曜日9時半から12時半、14時から15時 日本当局の勧告に従い、マスク着用の義務とソーシャルディスタンスの心がけが要請されている。</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在日大使館管轄/日本国籍)
スペイン 2	<p>(1) 入国制限解除対象国・地域（※2021年5月21日付改訂によって日本は対象国となりました。（対象は「居住者（residentes）」であり「国籍」ではありませんので、ご注意ください。）） 豪州、イスラエル、日本、ニュージーランド、ルワンダ、シンガポール、韓国、タイ、英国、中国、香港、マカオ（中国、香港、マカオは相互主義を条件とする。） （注）ただし、当該対象国の居住者であっても、(a)対象国たる居住国から直接到着する場合、(b)他の対象国のみを経由し到着する場合、又は、(c)非対象国の空港で（当該非対象国に上陸せず）乗継ぎを行い到着する場合、にのみ入国が許可される旨が明記されておりますので、ご注意ください。</p> <p>(2) 上記（1）の対象国以外のEU・シェンゲン域外国に適用される措置（※上記（1）の対象国以外に居住している日本人に対しても以下の措置が適用されます。）以下に定める者を除き入国を拒否する（引き続き、「国境を越えて通勤する労働者」及び「農業セクターの短期労働者」が除外されています。）。ただし、全ての域外国居住者は、入国制限の例外（以下ア～ケ）に該当する者であっても、保健省が定める衛生管理上の要件を満たさない場合は入国が拒否される。 ア EU、シェンゲン協定加盟国、アンドラ、モナコ、バチカン又はサンマリノの日常的な（habituales）居住者であって、居住国に向け移動中であるとともに、居住国を文書で証明することのできるもの イ EU加盟国又はシェンゲン協定加盟国により発給された長期査証を有する者であって、当該査証発給国に向け移動中であるもの ウ 医療従事者（衛生関係の研究者を含む）又は高齢者の介護者で、当該活動に従事するため、又は当該活動から帰宅するために入域する者 エ 運送関係者、船舶の乗員、航空輸送に携わる航空機の乗員 オ 外交団、領事団、国際機関、軍、市民保護従事者、人道機関の構成員で、当該団体の任務に従事する者 カ EU加盟国又はシェンゲン協定加盟国における留学生で、必要な許可、査証又は医療保険を有するもの。ただし、留学先国に向けて移動中であるとともに、スペインへの入国は、学期中又は学期開始の15日前以内でなければならない。 キ 高度な技能を有する労働者で、その業務が必要とされ、又は、その業務が延期されるべきでないか、若しくは、その業務が遠隔で実施され得ない者（スペインで開催される高度なスポーツ競技の参加者を含む）（文書により証明する必要あり） ク 必要不可欠な家族の事情（然るべく証明できることを要する）により渡航する者 ケ やむを得ない事情を文書により証明できる者又は人道目的により入域を認めるべき者 ※2021年5月21日現在、乗り継ぎの有無にかかわらず、隔離措置の対象となっている国（インド）からのフライトを利用し、スペインに入国される方については、上記エ、オ、ケに該当する場合のみ、例外の対象となる旨、定められています。 ※なお、当該対象国（インド）からスペインに入国される（1）スペイン人、スペイン人の配偶者またはパートナー（3）スペイン人の被扶養者で、当該スペイン人とともに移動中であるか、当該者と会うために移動中である方は入国拒否の例外となると定められています。</p> <p>(3) その他の規定 ア 上記（2）は、アンドラとの陸路国境及びジブラルタルのコントロール地点には適用しない。 イ セウタとメリージャの陸路国境の一時閉鎖を維持する。</p> <p>《重要》空港及び港湾におけるスペイン入国時の手続きについて（2021年5月21日更新） https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100071248.pdf</p>	

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
ドイツ	<p>フランクフルト線 JAL : 成田発着便 4月～9月: JL407→水・金・日曜運航 JL408→水・金・日曜運航</p> <p>ANA 羽田発着便 3月～9月30日: NH223/224→運休 (NH223便: 8月9・10日、NH224便: 7/18・20・25のみ運航)</p> <p>NH203/204→毎日運航</p> <p>ルフトハンザ(LH) : 羽田発着便 5月6日～6月30日 LH716→金・日曜以外運航 LH717 月・土曜以外運航 (各週5便)</p> <p>7月1日～ LH716・LH717→毎日運航予定</p> <p>ミュンヘン線 ANA : 9月30日まで運休</p> <p>ルフトハンザ(LH) : 羽田発着便 現在～6月30日 LH715/714→運休</p> <p>7月1日～7月13日・8月22日～ LH715→水・日曜以外 LH714→火・土曜以外 (週5便) 運航予定</p> <p>7月14日～8月21日 LH715→水曜以外 LH714→火曜以外 (週6便)</p> <p>デュッセルドルフ線 ANA : 9月30日まで運休</p> <p>※政府からの日本入国旅客数の制限指示に基づき、日本着便の新規予約を一部停止中</p> <p>2021年1月28日のEU理事会勧告を踏まえ、ドイツ連邦政府は入国制限解除対象国から日本を除外しました。2021年2月2日より、日本からの渡航者(短期渡航者)は、再び入国が制限されます(2020年12月31日以前の取り扱いに戻る)。</p> <p>なお、ドイツを含めシェンゲン域内の長期滞在許可を所持している場合は入国制限の対象外であり、引き続き出入国が可能である他、短期商用(ビジネス等)目的での渡航については、一定の条件を満たす場合には例外的に入国が可能です。</p> <p>検疫措置に関しては、2021年3月30日(火)以降に航空機でドイツに到着する全ての者(日本出発便を含む。ドイツでの入国を伴わないトランジットエリア内での乗り継ぎは除く。6歳未満を除く)は、抗原検査の場合はドイツ入国前48時間以内、PCR検査の場合はドイツ入国前72時間以内にコロナ検査を受け、搭乗手続きにあたって陰性証明書の提示が必要</p> <p>現在、日本はリスク地域に指定されていないため、隔離義務、保健局への連絡、事前のデジタル入国登録は必要は無し。</p> <p>https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD</p>	<p>1. 家族呼び寄せのためのビザ(滞在許可)申請</p> <p>1 専門人材移民法(一括法)の定義による「雇用契約を有する専門技能者」</p> <p>2 「研究者」</p> <p>3 「派遣」および「幹部・専門家に限定した企業内転勤(ICT)」</p> <p>4 「幹部」</p> <p>5 「IT専門家」</p> <p>6 「特別な公共的利益のための就労」</p> <p>3. 就学ビザ(滞在許可)申請</p>
フランス	<p>パリ線 JAL : 羽田発着便 火・水・金・土・日運航 ※8月9日も運航(9月30日まで)</p> <p>ANA : 羽田発着便 水・土曜運航(9月30日まで)</p> <p>: 成田発 火・金・日曜運航(10月29日まで) 成田着 月・木・土曜運航(10月30日まで)</p> <p>エールフランス(AF) : 羽田発 月・木・土曜運航(6月21日～7月3日まで) 月・火・木・土・日曜運航(7月5日～10月30日まで)</p> <p>: 羽田着 水・金・日曜運航(6月20日～7月4日まで) 月・水・金・土・日曜運航(7月5日～10月30日まで)</p> <p><必要書類></p> <p>(1)国際移動理由証明書(Attestation pour un voyageur en provenance d'un pays exterieur a l'espace europeen) →2021/03/21～不要</p> <p>(2)フライト72時間前以内のPCR検査陰性証明書(11歳以上のみ。乗り換えがある場合は最初のフライトの72時間前以内)</p> <p>(3)7日間の自主隔離及び終了時のPCR検査実施等に関する誓約書(Declaration pour voyageur)</p> <p>※上記(1)・(3)は、フランス内務省のサイトからひな形がダウンロード可。</p> <p>フランス内務省ウェブサイト:</p> <p>https://www.interieur.gouv.fr/Actualites/L-actu-du-Ministere/Attestation-de-deplacement-et-de-voyage</p> <p>■フランス全土で18時から翌6時までの夜間外出禁止を実施中。該当時間内の移動には「特例外出証明書」と各理由を証明する書類を携行。</p> <p>■シェンゲン圏の他国に渡航する旅行者は、当該国での滞在が許可されるのか、入国および滞在の条件について事前に確認が必要。</p> <p>※在日フランス大使館サイト: https://jp.ambafrance.org/article16328</p> <p>※在フランス日本国大使館サイト: https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/oshukarafrancenjukoku202101.html</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により滞在ビザの発給に関しては、以下の項目に制限。項目に該当する申請予定者に限って予約を取ることが可能。</p> <p>・学生およびテスト生(短期および長期滞在)</p> <p>・就労目的の長期滞在者(3カ月以上)</p> <p>・長期滞在者の同行家族(3カ月以上)</p> <p>・フランスへの再入国者(Visa de retour)</p> <p>ワーキングホリデービザも上記項目に該当しないため、申請を受け付けていない。</p> <p>https://jp.ambafrance.org/article15891</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
ベルギー	<p>JAL : 直行便なし ANA : 3月からNH231、NH232ともに毎週土曜運航(9月末まで)</p> <p>(1)必要不可欠性の証明書(Essential Travel Certificate) 取得方法 在日ベルギー大使館にEメール(送付先アドレス:tokyo.visa@diplobel.fed.be)にて、以下の内容・添付ファイルを送付して下さい(無料)。 ■メールに記載頂く必要のある内容 ・渡航者の氏名、生年月日・渡航日程・渡航の主な理由(渡航理由についての関係な説明もあわせて。)・(携帯)電話番号 ■メールに添付する必要のある書類 ・スキャンされたパスポートの写し・スキャンされた補強文書の写し・航空券のEチケットの写し(既に所持している場合)</p> <p>(2)渡航者位置特定フォーム(PLF) 全ての渡航者の義務。下記携帯書式 ・英語: https://travel.info-coronavirus.be/public-health-passenger-locator-form ・仏語: https://travel.info-coronavirus.be/fr/public-health-passenger-locator-form</p> <p>(3)日本出発前のPCR検査 ・ベルギーに非居住者で6歳以上の渡航者には義務。 ・ベルギー居住者には取得を推奨。</p> <p>(4)ベルギー到着後のPCR検査 ・ベルギー居住者は、検疫隔離の1日目と7日目の受検が義務。 ・ベルギー非居住者は、検疫隔離の7日目に受検が義務。</p> <p>(5)検疫隔離(7日間) ※検疫隔離とPCR検査受検義務は、4月19日からベルギーでより厳格に施行されており、これら義務を尊重しない者には、少なくとも250ユーロの罰金が科せられます。</p>	<p>結婚または法的同居を宣言することを視野に入れているCビザ、ロングステイのためのDビザの申請が再開されました。</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在日大使館管轄/日本国籍)
ロシア	<p>モスクワ線 JAL : 5～9月 羽田発/毎週木曜のみ運航 (JL049) モスクワ発/毎週金曜のみ運航 (JL040) ANA : 9月末まで運休</p> <p>ウラジオストク線 JAL : 7月末まで運休 ANA : 9月末まで運休</p> <p>11月1日より、日本に在住する日本国籍および外国人(大使館に確認要)はすべてのカテゴリーのビザでロシア入国が可能。 ※APECトラベルカード所持者(裏面に「RUS」記載があるもの)も緩和措置の対象</p> <p>全ての外国人は、ロシアでのトランジットを含め、ロシア領内を目的地とした国際航空便に搭乗するに当たり、また、ロシア国境を通過するに当たり、ロシアへの渡航直前3日以内に受けたPCR検査の結果としてコロナ陰性であることを証明する文書(ロシア語又は英語のもの)を所持することが必要となる(※指定フォーマットはないものの、陰性証明書に検査機関の押印がないものは認められない場合がある。)。さらに、労働活動のためにロシアに到着する外国人については、14日間の自己隔離を実施する義務がある。</p>	11月1日以降、すべてのカテゴリーのビザ申請可能。

※流動的情報のため、最新情報は必ずご確認ください。

※記載のない国は弊社担当者へお問い合わせください。